

監査等委員（会）職務確認書の改訂について

2021年3月

一般社団法人 監査懇話会

・2021年3月 第2回改訂

平成26年（2014年）6月に会社法が改正され翌年5月の施行により新たな機関設計である監査等委員会設置会社が設けられました。施行後5年余り経過した現在、監査等委員会設置会社は1000社を超えています。2020年には、ある上場会社の監査等委員会が、会社提案の監査等委員以外の取締役候補者のうち3名について取締役として不適切であるという意見を表明し定時株主総会の招集通知への記載を求める、という話題が公表され監査に関わる者の注目を集めました。

当会の「監査等委員（会）職務確認書」は、2018年6月に初版を公表、昨年3月第1回改訂を行っています。さらに令和元年（2019年）改正会社法の内容を踏まえ、監査等委員会の意見形成に影響すると思われる事項について検討し、本年第2回目の改訂を行いました。

主な改訂事項は、以下の通りです。

- (1) 監査等委員である取締役の株主総会選任議案に対する監査等委員会の望ましい手続きについて[監査等のツポ]に記載しました（Ⅰ－2. 監査等委員会の主な決議事項）。
- (2) 監査等委員会の職務上の費用等のうち、事前に予測できない費用についても会社に請求できる旨を[監査等のツポ]に記載しました（Ⅱ. 監査等委員会の監査の環境整備）
- (3) 令和元年改正会社法により業務執行の社外取締役（社外監査等委員）への委任が行われる場合があることに鑑み、[監査等のツポ]にその留意点を記載しました（Ⅲ－2. 取締役会における監査状況の監査）。
- (4) 令和元年改正会社法により監査等委員以外の取締役の報酬等に関する規律が改正されたことに関連し、監査等委員会の意見形成における着眼点を改訂し[説明]項目に記載しました（Ⅵ. 監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等についての意見の決定）。
- (5) 企業不祥事について、兆候感知、初期対応、継続的対応、第三者委員会への対応の順に監査等委員会の対応手続を整理して[説明]項目に記載しました。また、令和元年改正会社法により株主代表争訟において会社側が和解する場合も監査等委員会の同意が求められる旨を付記しました（Ⅶ. 企業不祥事発生時の対応、訴訟等への対応、及び別紙1－監査等委員会の決議事項等の例）

2021年度版の改訂内容の詳細については、ホームページに掲載した「新旧対照表」をご参照ください。

「監査等委員（会）職務確認書」の記載事項、使い方等に関する質問又はご意見については、当会ホームページのHOME>入会・お問合せ>申込み・お問合せフォームから「お問い合わせフォーム」を利用してご送信頂くようお願い申し上げます。

以上